

千葉市立海浜病院診療材料委員会設置要綱

(目的および設置)

第1条 病院長の諮問機関として、院内における診療材料全般の適正かつ合理的な運営を図るため、千葉市立海浜病院診療材料委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査、審議するものとする。

- (1) 診療材料の効果判定に関すること。
- (2) 新規診療材料の採否に関すること。
- (3) 使用診療材料の削除に関すること。
- (4) 在庫診療材料の管理、効率的な使用に関すること。
- (5) 共同購入及び医療材料の統一に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、診療材料の管理運営に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、診療局長の職にある者が指名する者をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。ただし、第2号及び3号の委員については、それぞれ内科系部科長・外科系部科長のなかから診療局長の職にあるものが代表者1名を推薦し、委員会の承認を得て決定する。

- (1) 診療局長
- (2) 内科系部科長
- (3) 外科系部科長
- (4) 臨床検査技師長
- (5) 看護師長
- (6) 管理班主査
- (7) 感染管理担当看護師

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があれば委員会の承認を基に代理人を委員のうちから指名することができる。

3 委員長に事故あるときは、代理人である委員が職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 3 やむを得ず欠席をする委員は、代理者を出席させることができる。
- 4 委員会が必要と認める場合は、委員以外の職員を出席させることができる。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところとする。
- 6 委員会は、調査、審議した事項について、記録、保管する。

(報告)

第6条 委員長は、委員会が終了した時は、その結果を病院長に報告しなければならない。

(病院長の決定)

第7条 病院長は、前条の報告に基づき第2条各号の事項を決定する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局管理班において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、平成10年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年9月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月1日より施行する。